## 第11 手数料関係

		<b></b>	1		1					
(後) 収 方 洪	その都度徴収する。	収集し、運搬し、及び処分する前に、納付書(第50号様式)または納入通知書により徴収する。	(1)その都度徴収する。	<ul><li>(2) 収集し、運搬し、及び処分する前に、粗大ごみ納付書(第50号様式)により徴収する。</li></ul>	その都度徴収する。				その都度徴収する。	
4 費 用 算する場合 額		5 割相 計 額								
及 び 処 5 特 別 に 加 基準		離い場合 離い場合 を理が通常の方法により を理が通常の方法により 難い場合								
手数を	1個につき 6,500円	便器1基につき 3,000円	事業系一般廃棄物の性 状、排出方法等を勘案し て市長がその都度定める 額		1キログラムにつき 13円	1 立方メートルにつき 3,250円	1キログラムにつき 13円	1 立方メートルにつき 3,250円	1キログラムにつき 13円	1キログラムにつき 15円50銭
取 及 区 分		横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第26条第1 項第3号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及び処 分する場合	<ul><li>(1) 横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第26条 事業系一般廃棄物の性第1項第4号に規定する事業系一般廃棄物を横浜市が収集し、運搬し、及 状、排出方法等を勘案び処分する場合</li><li>で加長がその都度定め額</li></ul>	(2) 家庭から排出される粗大ごみを横浜市が収集し、運搬し、及び処分す 1キログラムにつき26円をる場合並びに排出者が市長が指定する横浜市の施設に搬入した当該粗大ご 基準として品目別に規則みを横浜市が処分する場合 正処理困難物について は、第44条第3項の規定に基づき規則で定める額を加算する。	<ul><li>(1) 市長が指定する横浜市の施設に搬入された一般廃棄物を横浜市が処分する場合</li></ul>	(2)前号の場合において、同号の算定基準によることが著しく実情にそわ ないと市長が認めるとき 3,250円	(1) 南本牧廃棄物最終処分場以外の横浜市の施設で処分する産業廃棄物	<ul><li>(2) 前号の産業廃棄物のうち、同号の算定基準によることが著しく実情に そわないと市長が認めるもの</li></ul>	(1) 南本牧廃棄物最終処分場で処分する政令第6条第1項第3号イに掲げる産業廃棄物又は建設工事に伴い発生する土砂を主成分とする汚泥	<ul><li>(2) 南本牧廃棄物最終処分場で処分する産業廃棄物のうち、前号の産業廃棄物以外のもの</li></ul>
種別	動物の死体	し、泉	動物を 及及ない とのの を を 一般 発 を の の の の の の の の の の の の の の の の の の					産業廃棄物		

## 2 ごみ処理手数料の推移

区分	単 位	ごみ処理手数料	備考			
昭和 26. 9	2斗入(4.5kg)	5円	昭和26.8 市じん芥条例の制定			
29. 10	II	5円	昭和29.10 清掃法施行に伴う市条例の制定			
33. 12	5キログラム	5円	昭和33.10 計量法改正に伴う改正			
37. 4	1キログラム	70 銭	昭和37.4 市清掃条例等改正(但し一般家庭は無料)			
40. 8	II	1円	昭和40.8 市清掃規則の一部改正			
41. 4	II	2円	昭和41.4 市清掃条例、規則の一部改正			
47. 2	II	「処分地搬入1円50銭 」 工場搬入 2円 6円	昭和46.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則の制定			
49. 4	II	「処分地搬入2円 」 工場搬入 3円 7円	昭和49.2 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正			
51. 4	"	(施設搬入 3円 50 銭) 11円	昭和50.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和51.1 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正			
53. 4	II	(施設搬入 5円) 15円	昭和52.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正			
59. 2	"	(施設搬入 6円) 17円	昭和58.10 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和58.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正			
平成 5.4	II	(施設搬入 9円 50 銭) 26円	平成4.9 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 条例の制定			
9. 1	"	粗大ごみ 1 キログラムにつき 26 円を基準として規則で定める	平成8.3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 条例の一部改正			
13. 4	IJ	(施設搬入 13円)	平成 12. 12 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 条例の一部改正 平成 13. 3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 規則の一部改正			

## 3 動物死体処理手数料の推移

区分	単 位	動物死体処理手数料	備考
昭和 26.9	1個につき	200円	昭和 29. 10 清掃法 昭和 30. 1 業者委託
41. 4	"	400 円	昭和41.4 市清掃条例、規則の一部改正
47. 2	"	500円	昭和46.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、規則の制定
51. 4	"	1,200円	昭和50.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和51.1 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
52. 4	"	1,500円	昭和52.2 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
53. 4	II	2,000円	昭和52.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
59. 2	II	2,500円	昭和58.10 市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正 昭和58.12 市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部改正
平成 5.4	JJ	3,000円	平成4.9 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する 条例の制定
13. 4	"	4, 500 円	平成 12.12 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正 平成 13.3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則の一部改正
17. 4	II	6,500円	平成 17.3 市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正